

飯田市週休 2 日工事実施要領

5 飯財第 333 号

令和 6 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 3 月 4 日改正

(趣旨)

第 1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休 2 日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日のことをいう。
- (2) 月単位の週休 2 日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- (3) 通期の週休 2 日 対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (4) 対象期間 工事着手日から工事完成日まで（控除期間を除く）の期間をいう。
- (5) 控除期間 対象期間における年末年始 6 日間（12 月 29 日から 1 月 3 日までを基本とする。）、夏季休暇 3 日間（8 月 13 日から 15 日までを基本とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等をいう。）の合計期間をいう。
- (6) 工事着手日 現場事務所の設置または測量等の準備工事、または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手した日をいう。
- (7) 工事完成日 現場作業（片付けを含む。）が完了する日をいう。
- (8) 現場閉所日 あらかじめ定めた休工日（降雨、降雪等による予定外の休工日数を含む。）及び現場休息日のことをいう。
- (9) 休工日 1 日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。
 - ア 通行規制に伴う交通誘導
 - イ 現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り
- (10) 現場休息日 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1 日を通していずれかの現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）も実施しない日のことをいう。

(週休 2 日工事の種類)

第 3 週休 2 日工事の種類は、発注者指定型週休 2 日工事（発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する工事をいう。）

(対象工事)

第 4 週休 2 日工事の対象工事は、市が発注する予定価格が 130 万円を超える工事で、入札公告等を行うすべてのものを対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (2) 通年維持補修工事

- (3) 現場施工期間（直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間）が1週間未満の工事
- (4) 現場条件及び施工時期に制約の多い工事
- (5) 発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事
（受注者の取組）

第5 受注者は、週休2日工事の場合、週休2日に取り組むものとする。

- 2 受注者は、予定する工事着手日、工事完了日及び現場閉所日を設定し、これを施工計画書等に明示し実施する。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員の承諾を得る。
- 4 受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、やむを得ず週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最低限の期間にするものとする。
- 5 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。
- 6 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
（発注者の取組）

第6 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、週休2日工事を実施する場合、長野県の週休2日工事実施要領及び長野県建築工事における週休2日工事実施要領に準じた補正を行う。
- 3 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨を記載する。
- 4 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書に記載する。
- 5 発注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。
- 6 監督員は、施工計画書等により現場閉所日を確認する。
- 7 監督員は、受注者から第5第3項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 8 監督員は、第5第5項の明示の状況を確認する。
- 9 監督員は、工事記録等により現場閉所の実施状況を確認する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

(別紙)

工事現場における週休 2 日の実施の明示について

1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

2) 明示内容

「週休 2 日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

4) 掲示板に関する費用

各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

図 掲示板参考図

「週休 2 日」で工事を実施します この工事は、建設現場の働き方 改革を推進するため、週休 2 日 の実施に取り組みます。 発注者：飯田市役所〇〇課 Tel 0 2 6 5 - 2 2 - 4 5 1 1 受注者：〇〇建設（株） Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
--